

クリエイイト通信

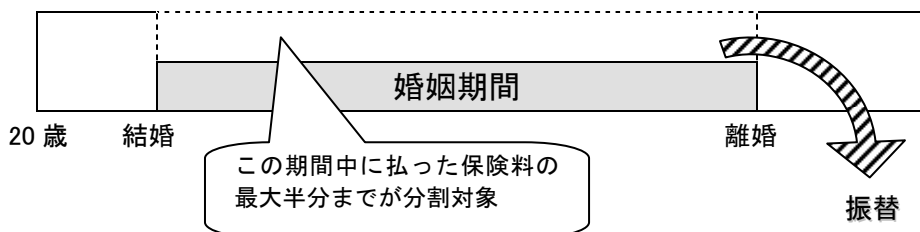
2010年
8月号

大阪市西区西本町 1-13-38
西本町新興産ビル 7F
クリエイイトオフィス 深田
社会保険労務士 深田美代子
TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

【年金の離婚分割】

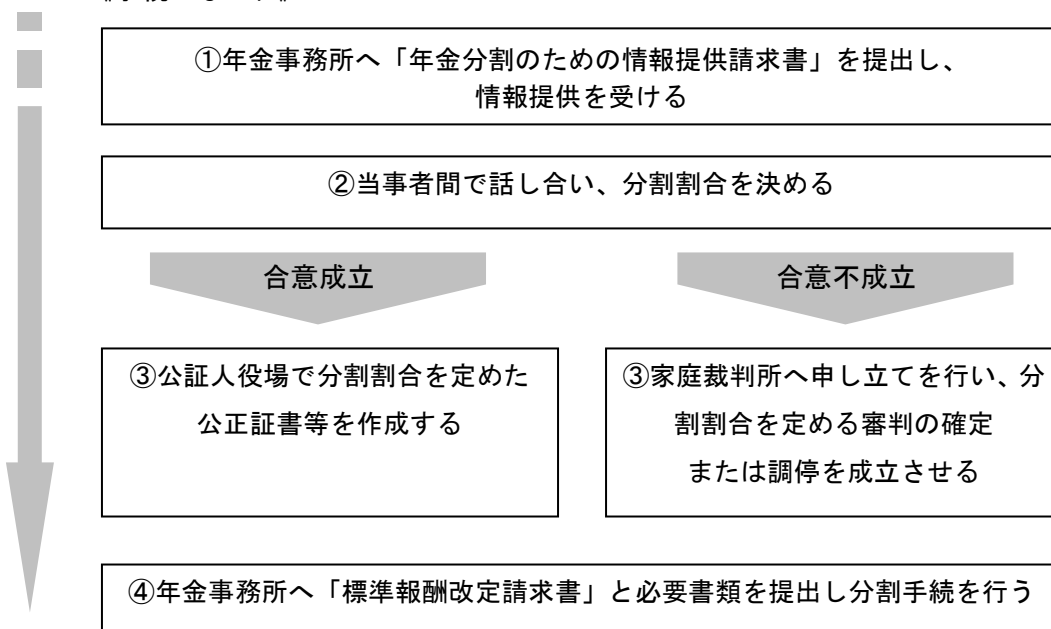
平成19年4月1日以降に離婚が成立した場合、婚姻期間中に支払った厚生年金保険料分の年金を分割請求できる制度があります。

これは例えば夫がサラリーマンで妻が専業主婦の場合、夫が勤め先で厚生年金保険に加入した期間のうち、婚姻していた期間分だけ、夫の厚生年金の最大半分が妻の年金に振り替えられるというものです。



しかし妻もサラリーマンであった場合は、二人の報酬総額を合算して半分に分割されることや、妻の方が報酬が高い場合は、夫からの請求があり合意があれば夫に振り替えられることになるので申請には注意を要します。この制度を利用するには以下の手順を踏みます。

《手順のながれ》



これとは別に、平成20年4月1日以後に国民年金の3号被保険者期間がある方が平成20年5月1日以後に離婚し分割申請した場合は、自動的に扶養者の年金が半分振替られる制度もあります。どちらも離婚から2年が請求期限です。